

## 平成24年度第4回大津町振興総合計画等評価委員会 議事録

1. 日 時：平成24年12月21日（金） 午後1時30分～午後4時55分

2. 場 所：大津町役場 4階大会議室

3. 議題等

(1) 開会

(2) 議事

1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

住民課、総務課

2) その他

4. 出席委員等

| 関係団体等                   | 氏 名    | 備 考 |
|-------------------------|--------|-----|
| 学識経験者（熊本県立大学教授） ※委員長    | 明石 照久  | 出席  |
| 大津町企業連絡協議会会長            | 池松 康博  | 欠席  |
| 大津町社会教育委員               | 伊東 祐紀  | 出席  |
| 大津町区長会会長                | 宇佐川 恵  | 出席  |
| 公募委員                    | 緒方 正男  | 出席  |
| 女性グループ（大津町女性の会会長）       | 坂本 晶江  | 欠席  |
| 大津町教育委員                 | 首藤 誠治  | 出席  |
| 大津町農業委員会会長              | 瀬川 友次  | 欠席  |
| 障害者関係団体（大津町身障者福祉会）      | 中村 静次  | 出席  |
| 商工会（商工会理事・青年部長）         | 西川 秀貢  | 欠席  |
| 公募委員                    | 松岡 征一郎 | 出席  |
| 大津町社会福祉協議会事務局次長         | 松木 雄一郎 | 出席  |
| まちづくり関係団体（明日の観光大津を創る会）  | 村山 和義  | 出席  |
| 公募委員                    | 与古田 公子 | 出席  |
| 大津町民生委員・児童委員協議会会長 ※副委員長 | 吉田 和信  | 出席  |

（五十音順・敬称略）

5. 委員会傍聴人 4名

開会

委員長挨拶

(2)議事 1) 大津町振興総合計画基本事業の評価について

住民課（P1～P6）について説明。

与古田委員 公営住宅の件です。失業や生活困窮のために家賃の分納の申し出などをされて、分割で払われたりする方がいらっしゃいますか。

住民課 家賃の未納については、申し出がある方については分割で、特に失業については収入の変化があったということで家賃の金額を変えることができますので、家賃を安くする手続きをしています。分納については、分割納付の申し出もあっており、月々、自分の生活費の範囲の中で払っていただいているということでやっています。

宇佐川委員 公営住宅のエレベーターの設置基準について、何階以上なら設置するという基準があるのかどうか。今管理している16団地のうち、どれぐらい設置されているのか。もう一点が、今後、団地の増設計画があるのかどうかをお知らせ願いたいと思います。

住民課 エレベーターが設置されている団地は、西鶴団地、上鶴団地の2団地です。高齢者の方、障害者の方向けということで、エレベーターを当初から設置した団地です。町営住宅の建設については、都市計画課で予算を計上し、補助金を使って実施をするということになります。現況では、822戸のうち入居戸数が794戸で、空きもございますので、ここ5年間では計画されていません。エレベーターの設置基準については、担当が都市計画課になりますが確認していません。申し訳ございません。

松岡委員 町営住宅建設の基本的なコンセプトといいますか、狙いですね、どういう観点で造ろうとされるのか。それから民間のアパート等との関係をきちんとする必要があるのではなかろうかと思います。それによって増設や新築したりする必要も出てくるかもしれません。その辺の民間との補完関係をどのようにやっていくのか。第2点は、どのくらいの家賃が入ってくるのか。それから財源の支出の中に『その他』とあるが、これは何なのかということです。150万円余りの支出については、勤務時間外に未納家賃の催告、督促をなさっているということですか。

住民課 予算の関係で、財源の『その他』は住宅の使用料を充当しています。家賃収入の年間の調定は1億5千万円ほどで、そのうち98%程度が収入となります。時間外手当は約40万円を計上し、残り約116万円は明け渡しに係る訴訟の費用、印紙の費用、切手代、弁護士さんの費用を計上しています。それから町営住宅計画のコンセプトですが、公営住宅は、低所得者のための低家賃の住宅ということで、家賃を設定するときも、その近傍のア

パートの同等価格よりも安くしなさいという基準があります。公営住宅が果たす役割は、月収が基準額の15万8千円を下回る方たちに基準を定めた中で入居していただくようになっており、低所得者の方々への生活の安定の場の建物として、公営住宅に入っていて、安心して文化的な生活をしていただけるということを目指しています。

松岡委員 福祉施策の一環という側面もあるということですね。

委員長 少しご説明します。ベースは公営住宅法という法律があります。公営住宅法の入居基準に政令月収額というのがあり、それをオーバーすると明け渡し努力義務が発生します。低所得の皆さん方に低廉な家賃で良質な住宅を供給する、これが公営住宅の趣旨ですから、それに基づいて、それぞれの自治体が条例を制定して管理します。建設には膨大な国費が投入されるので家賃が安いのです。そういう性格の住宅ですから民間住宅とは違います。

宇佐川委員 先ほど、入居基準が低所得ということで、15万円程度の収入の方と説明がありました。これは市町村によって違うのですか。

委員長 ベースは公営住宅法で決まっているはずですから、月収の計算とかは基本的に同じはずです。

与古田委員 住民課の窓口業務で番号札による受付をされていますが、名前を呼ばないことは個人情報面の面で良いことで、待ち時間もないように努力されていることを評価します。それと住民課のあいさつがよいことは、サービス向上の努力をされてきている結果だと思います。そして、もう一点、水曜日の夜間に開庁されていますよね。住民課として、夜間開庁の効果は感じておられるでしょうか。

住民課 夜間の窓口延長は、その月によって来客数が変わります。多いのが6月で、毎週水曜日の午後5時15分から7時までに50程の件数がありました。現在は17～20件程度です。アンケートの中で、夜間延長について半分の方は知らなかったというのが現状です。ご存知ないままご利用いただけないところは、手立てを考えなければいけないと考えています。

伊東委員 休日窓口の開庁の今後の予測と、自動交付機の設置の検討とありますが、進捗状況がどうなのか。休日窓口と自動交付機の状況の2点をお尋ねします。

住民課 休日窓口は、町営住宅の家賃徴収関係で、年数回、日曜日に開いています。ただ証明書発行については、職員の振替や時間外手当等が発生しますので、もう少し庁舎内、各課の会議を重ねて検討させていただきたいと考えています。また総務省が2015年に番号制度といって、カードを無料で配布するという施策を持ち込んでいます。カードが無料配布されると、それに合わせて自動交付機やコンビニでの交付機も考えられます。ただカード自体が1枚千円くらいかかりますので、費用対効果を考えますと、もう少し様子を見させ

ていただいて検討したほうがいいのではないかと考えています。

緒方委員 住民課の窓口が非常に混雑する時もあるという話ですが、インターネットでは申請できますか。

住民課 町ホームページに掲載している申請書をプリントアウトして、郵便請求をするという方法でしかできていません。住民票、税証明、戸籍謄本・抄本を発行しています。

松岡委員 事業費の財源は収入の手数料ですか。また窓口相談のプライバシーは配慮されているかどうか。それから窓口だけで相談の解決は難しいと思いますけど、具体的にどういう対応をされているかお聞きします。

住民課 予算の『その他』の2,034万1千円は証明等の収入です。それから相談の配慮ですが、住民課の場所は、あの広さしかありません。例えばDVなど、違うところで相談を受けたいということではあれば、その方に移動していただく不便さはありますが、住民相談室や包括支援センターの相談室を借りるような配慮はしています。

宇佐川委員 役所に行く時は印鑑をどこでも押さないといけないし、この問題がなんとかならないだろうかと思います。それから個人に対する氏名コードを割り振ると、これは町ではなく国の機関がやらなければいけないことかもしれませんが、そういったものがあれば、どこの何々さんとわかるから、印鑑や証明書を持っていかななくてもわかると、そういう方向に向かっていたいただければありがたいと思います。それと、この2千万は収入ですか。

住民課 証明関係の歳入です。印鑑の件については、住民課だけで申し上げますと、ほとんど印鑑が要らないようにはなっています。本人確認で、免許証等を確認させていただいていますので、サインでいいということです。確かに申請書に「印」と残っているものがあり、朱肉もありますので紛らわしいと思いますが、税証明を会社が取るときには印鑑が必要なので、いらっしゃった方の印鑑が必要です。他のものは本人確認をさせていただければ、出るようになっています。

首藤委員 住民票等は住基カードがあれば発行できるのですか。

住民課 印鑑無しで住民票等はとれます。ただし写真付きと写真無しがありますので、写真無しだともうひとつ証明が必要になります。

宇佐川委員 夜間開庁サービスでは、職員の皆さんはシフト勤務をされていますか。

住民課 7月から2月までは10時15分出勤、夜は7時まで勤務するということで、職員2名と課長1名の3名がフレックスで夜間延長を対応しています。

宇佐川委員 フレックスなら時間外手当の発生はないということですね。

住民課 ありません。ただ3月～6月までは時間外手当があります。大津町は役場しかなく、転入転出が多いという特性もございますので窓口が非常に混雑します。9時半からの時間帯は多くの方がおいでになり、職員3人が10時15分までに出勤しないと、残りの8名だけではお客様に迷惑をかけるということで、その期間だけは8時半に出勤して時間外手当をいただくことになります。

委員長 それでは総務課関係12事業ありますが、ご説明をお願いしたいと存じます。

総務課（P7～P37）について説明。

与古田委員 男女共同参画の促進について、各審議会の女性登用ということがうたわれています。例えば3名の公募委員を設けるならば、公募のときに1人くらいは女性ということを配慮できるかということです。私は男女共同懇話会の委員でもあり、役場の各課に懇話会から、女性を役職に登用してくださいという文書を配布しました。これは毎年の恒例事業としてやってほしいと思います。それと委員を公募する場合に、仕事の内容、例えばこの会議でどういうことをしますとかのお知らせをしていただいて、なるべく女性の方の参加を希望するところです。それと2月に男女共同参画宣言町をしたので、条例化に向けて間隔をおかないで素案を作ってもらって、せめて来年度かその次ぐらいのうちには、条例を策定してほしいと思います。

総務課 公募する場合は必ず女性を入れてほしい、各団体をお願いするときも、女性の方も検討してほしいということを各課にはお願いしたいと思います。公募する委員会の内容がわからないという話でしたので、内容を分かりやすく住民の方にお知らせするようにしたいと思います。条例化については検討させていただきたいと思います。

松岡委員 女性の共同参画については、大いに促進してほしいと思いますが、現実には難しい。簡単にはいかないと認識を持つ必要があると思います。それから、ここに「設置要項等には充て職で構成される委員会も多く」と書いてあります。基本的には公募の枠を広げていくことがひとつの大きな課題だと思います。それから「近年、女性への暴力や高齢者への虐待などは増加傾向です」と書いてありますが、これはゆゆしき問題だと思います。決して社会的に許されることではないという認識を社会一般が持って、認識できない人がいれば、役場として啓発を進めていく必要があると思います。

総務課 22年のプランを作った時に、アンケートをとったのですが、表面上、男女はそんなに格差はなかったんですけど、分析された大学の先生からは、本音では社会的な習慣を含めて男女格差はあるのではないかと、大津町では、まず啓発から進めたほうがいいですよというご意見をいただいていますので、その辺は認識してやっていきたいと思っています。それから公募の件は、委員会の内容をわかりやすく説明して公募の枠を広めていくという取り組

みも必要ではないかなと思います。それからDV関係で、女性の部分については件数的に増えています。相談を受ければ、警察や女性センター等に相談をします。こういうことがないように啓発を含めて考えていかなければならないと思っています。

緒方委員 今回の評価委員会があるということは、ホームページに載っていて、傍聴も出来るとPRされていきました。今回が4回目で初めて載ったと思います。今後もそういうかたちで載せてもらえば助かると思います。

総務課 ホームページ等は活用させていただきたいと思います。

緒方委員 大津町のハザードマップに山崩れと水害も掲載されていれば、今回の水害に関してはどうだったのか。避難経路もうまくいったのか。その辺がわかれば教えてもらえますか。

総務課 災害マップは地震マップと併せて全戸配布をしています。その中には山腹の崩壊危険箇所が含まれていますし、浸水区域も色分けして示しています。避難所も図で示しています。今度の水害では、阿原目地区は色が塗ってあるところが同じように浸水しています。上井手関係は浸水ではなく決壊して流れるということで、町の中心部については色分けがありません。真木地区は溪流に沿って崩壊する危険があると載っていましたが、今回の場合、矢護川のほうが氾濫をしたということで、それとは合致していないところです。

松岡委員 7月12日の大水害は、大津町の防災体制の在り方を問う大きな試練を与えたと思います。町として、大災害に対する組織はどうなっているのか、現実になんのような対策をとったのか、それを知りたいのです。そしてどこに問題があり、それを今後どのように活かしていくのか、そのあたりが良く分かりませんでした。9月議会も傍聴しましたが、行政全体の動きがどうであったか、問題点はどこにあったのかということに対する検証の指摘が十分でなかったんですね。職員なり嘱託員に、どういう指示をされたのか。指示なり誘導なり対応なりが大津町は十分でなかったのではないかと思います。

与古田委員 消防団や男性の方は、昼間は家にいらっしゃらないです。在宅の女性は近所のどこにお年寄りがおられるとか詳しくご存知だと思いますので、女性のグループで、女性を長として、地域の避難訓練をやってもらいたいと思います。人的災害を出してほしくないということを切に要望いたします。

村山委員 防災の備蓄に、土のう、食糧、水などの防災資材がありますが、防災備蓄計画が町としてあるのか。備蓄計画があれば、今現在、中央公園の備蓄倉庫の中に計画に対してどのくらいの充足があって、今後何を備蓄すべきかを把握されているのか、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

総務課 当日の防災無線は、大津町では8時過ぎに白川流域で呼び掛けをしました。6時以降くらいには危険な状態と聞いていましたので、呼びかけが遅かったのではないかと反省をし

ているところです。当日の体制も、覚えている部分ですけど、夜の 12 時 40～50 分くらいに大雨警報がかかり、一班 10 名程度の水防班の召集をかけて、2 時半くらいに集まり出しました。その後、二班 20 名体制を召集したのですが、4 時近くになって、電話等で浸水や土砂の流入などの連絡が入りだしてきました。5 時近くになって、道路の冠水箇所への土のう設置に職員を配置して、5 時過ぎに水防班全班に連絡をしたところですけど、集合に若干時間がかかり、その間、出動した水防班員もいましたので、だんだん本部が手薄になってきたという現状でした。白川も水位が上がっているという情報も入ってきていたんですけど、6 時前後から、今度は上井手が切れそうだということで、重点的に警戒をさせるという体制をとりました。6 時過ぎくらいから上井手で何箇所か逸水していましたので、入ってきた情報に対して職員が行って対応し、そういう中で夜が明けてきた時に、いきなり白川も危ない状況になっているということで、7 時半すぎくらいに対策本部を立ち上げて対応しようということで、対策本部というかたちにしたのが 8 時でした。その後、岩坂阿原目地区、中島地区に避難勧告、併せて避難所の設営、職員の配置をしました。土のう関係では、砂を入れて作っている土のうも 3～4 年経つと、ボロボロになり使い物にならないものがあつたので、建設業組合に頼んで、土のう作りを急ぎょお願いしたところでした。そこにタイムラグがあつて、土のうが足りないとか、役場に言ったけど来ないということでした。真木地区についても、逐次情報は少しずつ入ってきていたんですけど、真木地区、北部地区の避難状況の確認で職員を配置したときに初めて家が流されている、非常に甚大な被害を受けているというのが、8 時過ぎに対策本部で確認が出来たところでした。そこで避難所の設営とあわせて、食事関係や保健師の派遣とか、そこからようやくいろんな機能が動きだしたところです。問題は水防班に入っていない職員についても、本来であれば、指示命令系統で全職員に集まる体制を取らなくてははいけなかったんですけど、水防班体制というかたちでずっとやってきたということです。思いつく範囲で申し訳ないんですけど、そういう体制でした。

避難のことですが、各地区には自主防災組織があり、それをいかに活用するかという点にもかかってきます。避難訓練等についても、それぞれの自主防災組織の中で出来るように、次年度以降は各地区に防災リーダーを育てる、例えば、年に何回か講習会を開いたり、防災リーダーの方々と一緒に訓練したりするとかということを考えて、それぞれの地区で活かしてもらえればと今後の取り組みとしては考えているところです。そういう意味では、その中に当然女性の方々も入ってもらって避難訓練等、また防災のリーダーとして活動いただければと思いますので、そういった呼びかけはやりたいと思っています。

中央公園の備蓄の関係ですが、土のうや水防資材は、水防倉庫 4 箇所に備蓄しています。土のうは、袋の総数を考えますと不足はしない、ただ急に使うときに袋では役に立ちませんので、土のうを作っておく必要があるのではないかと考えています。食糧については、わずかな食糧しかございません。今年度中に 4 千食分の乾パンについては備蓄を考えています。充足率については、中央公園は面積から 9 千人くらいの方が避難できますので、まだ足りないということで備蓄も考えていかなければならないのですが、全部を備蓄するよりもコンビニ等と応援協定を結んでお願いするとか、別枠のルートも必要ではないかと考えています。

松岡委員 7月12日を絶対教訓にしなければいけない。どこに問題があったか徹底的に追及して、教訓として活かす姿勢、命に関わることだからこれだけをお願いしたいと思います。

宇佐川委員 きちんと検証した後にやっていただいた方がいいし、ハザードマップも地区ごとに詳しく、今回の水害を基本として作り直したほうがいいと思います。

松岡委員 青色防犯パトロールについて、経費、人員、巡回場所、巡回中の課題、対応など、具体的な事例があったら教えていただきたいと思います。

総務課 青色防犯パトロールは、現在、町内に16団体あり、それぞれの時間で青色パトロールカーを使って、巡回活動や呼びかけなどをしていただいています。問題や犯罪にからむようなことで何かあったということは聞いていません。

松岡委員 抑制にもなっていると思うのです。特別何も起きてなかったということがいいわけです。回っているのを見ると安心します。問題がないようにということで質問したわけです。

緒方委員 防犯パトロールは、ただ通過していただくではなくて、通学路の環境整備とかも見てほしいです。大津中学校の東側のグラウンド沿いに木が植樹されているが、歩道に出て雨が降ったら滑る、夜間は暗く、防犯灯も付いているけど、木で隠れてなかなか効果がない。パトロールのとき、そのあたりも見てもらいたいと思います。

総務課 防犯パトロールに回っていただく方には、そのような目で地域の状況も見ていただいて、お気付きの点があれば連絡していただくように伝えたいと思います。

首藤委員 16団体のうちのひとつで楽善区防犯パトロール隊をやっています。会員数は40名で、毎朝、交通指導に立って、子どもの通学の見守りをしています。通学路の危険箇所とかカーブミラーの向きの修正もやっています。おととい16団体集まって連絡会議がありました。警察から犯罪の状況をお聞きして連絡協議会みたいなかたちで協議しています。

与古田委員 明るいところでは犯罪も起きにくいので、財政面もありますけど、犯罪よりはお金を少々払ってでもリスクの予防が大事だと思います。今後、駅前とかに防犯カメラは考えられないでしょうか。ぜひつけてください。

総務課 南側のビジターセンターには防犯カメラは付いています。北側にも付けるという話は確認します。

伊東委員 お礼とお願いです。鶴口橋のところで、上大津からくる車がほとんど見えないので、町にカーブミラーを申請したら、一週間もしないうちに設置できました。地域の方が喜ばれました。2点目は、上井手沿いを通勤時間帯に工業団地に行く車がかなり通ります。この間、死亡事故が起っています。あの道路に速度制限の表示が出来ればということでお願い



しておきます。

松岡委員 オークス駐車場へのカーブミラーの設置の件は、駐車場は道路ではないから必要ないのではないかという話もありましたが、駐車場の利用台数はここが一番多いと思います。次に高齢者が多いということです。老人福祉センターの駐車場とオークスの所が一番近く、そこに駐車しますので、そこだけでも一つ置けば、財政的にも負担ではないと思います。状況を把握したうえで考えるべきではないだろうかと思います。事故が発生してからということがないよう提案しておきます。

宇佐川委員 大津東校区で信号機の設置を要望したと思いますけど、あそこは交通量が多くなって、見通しのいいところですから、車が速度を 70～80km は平気で出していますので、信号設置の進捗状況が分かれば教えてください。

総務課 県警もなかなか予算がなく、県内で新規に設置されるのが 5 機か 6 機という話を聞いています。なおかつ信号が古くなって危ないものも多くあり、それをしなくてはいけないという話もあっています。本田技研の 325 号沿いと旧道沿いをお願いして、この次は美咲野小学校が開校しますので、通学路に信号機を設置してほしいということで順位をつけてお願いしています。大津東小校区の件についても、警察との連絡協議会で正式に速度制限と信号機をとということをお願いしています。速度制限は年が明ければ 50 km 制限をするということを聞いています。ただし信号機については確約できないということです。年が明けて警察との協議会がありますので、再度要望したいと思いますが、今のところ確約については何ともいえない状況です。

宇佐川委員 私もその通学路の交通指導に立つのですが、両方からの車を止めるのに精一杯です。事故があったら必ず死亡事故になると思います。よろしく願いしておきます。

吉田委員 新手的消費生活に関する被害が発生しています。そうした新手的事案が生まれた時のネットワークですね。法律相談、行政相談、消費生活相談、人権相談、心配ごと相談、身体障害者相談、子育て相談、地域包括支援センターでされている障害者支援相談など、相談窓口はたくさんあるんですけど、その横のつながりは全くないので、被害に遭われた案件があっても、他の相談窓口は知らないということがある。そうした点で町内の消費生活被害のネットワーク化を考えていく必要があるのではないかとということがひとつの提案です。もうひとつは 23 ページの今後の取り組み方針に、「消費生活に対する意識が低い」とありますが、何か具体的な対策が考えられるのかどうか。広く広報紙等で毎月コーナーを設けて啓発記事を読みやすく連載していくことがあってしかるべきだという思いがします。提案なりお考えがあれば聞かせていただきたいと思います。発言しました。

総務課 情報の共有は大切だと思っています。ただ、それぞれの相談日がバラバラで、月 1 回集まってもらうことは無理だと思いますので、各課につないで、それぞれの相談員につながるようなネットワークは考えたいと思います。広報紙については、交通安全関係を定期的に

載せていますので、そのあたりと一緒に、消費生活や知らせたほうがいいという部分があれば、その枠を使って活用したいと考えています。

松岡委員 特に高齢者には、こう対応してくださいと言わない限り、こういうことがあっては意味がない。あった時にはこうしてくださいと具体事例を示して広報してほしい。役場にも警察にも相談しないように言うのは、ひとつのサインと思うので、そのあたりを添えて広報したほうがいいと思います。

総務課 老人クラブあたりに行って話す時には、とにかく誰かに言うように話しています。具体的な例とか、わかりやすいかたちで広報等は考えたいと思います。

松木委員 『行政の効率化』では、地域コミュニティが大変だという話書かれています。その前の『防犯・防災』では、地域コミュニティにお願いしなければならないというのが出てきます。この矛盾を考えていかなければいけない時期にきているのかなと思います。社協も地域に入って様々な地域を見てみると、高齢化率が高いところなど様々なところがあります。今からは画一的に施策を展開するには困難な時期に来ていると思いますので、今後の検討課題にあげていただいて、いろんな施策をやるときには、地域にお願いするけど、ここでは地域が大変ということで、矛盾がないように整合性がとれた施策を進めていただければと思っています。

緒方委員 地域での訓練とか環境整備を行政区でやっているところは活発にやられていますが、この温度差をぜひ改善できればと思っています。

松岡委員 入札契約事務の落札率の高止まりと品質の低下、バランスは難しいと思いますけど、予算の適正な支出からは落札率の高止まりはちゃんと考えなければいけないのではないかと思います。総合評価にすると高止まりにならないか危惧します。ただし品質も確保していただきたいということは申し上げておきたい。難しい部分があると思いますが、公正な入札をして、きちんと品質を確保できるような入札業務をしていただきたいということはお願ひしたいと思います。

委員長 これも自治法が改正されて、従来は金額だけしか評価するポイントがなかった。だから金額が安いところにいく。それをやれば極端に金額を下げて、品質が全然伴わない、そういうものはかえって損をするわけですから、品質とか性能面というものを全体で評価して、いいところを選ぶ余地を付けたということです。ただし、あまりそれをやりすぎて高くなることもあります。金額も重要な要素ですから、趣旨としてはそういうことで加わったものです。役所が発注する際にお金だけではなく、実績や全体の性能とかを見たうえで、評価したほうがいいものが手に入る、そういう余地を残したということです。

宇佐川委員 入札されるときに予定価格は町長権限でやられているのか。それと指名競争入札なのか一般競争入札なのか。もう一点、コピー用紙とか事務用品とかは町内から買われている

から随意契約の対象ではないのかなという気がしますが教えてください。

総務課 設計の積算は担当課で積み上げをして、金額に応じて町長、副町長に予定価格を設定してもらっています。指名は、土木業者さん、建築業者さん、管工事を扱うところ、設計をするところ、それぞれ業者さんがあり、それを分けてランク付けをしています。種類ごとにA、B、C、Dと分けています。Aクラスには土木の場合、8業者ありますので、その8業者を指名して入札していただく、原則はそうように指名競争入札でやっているところです。コピー用紙とか物品につきましては、金額的に規則で定める額以下であれば、随意契約となっていますので、コピー用紙等についてはほとんど随意契約です。

松岡委員 消防に2億8千万円ぐらい支出されていましたが、広域で事業をした場合、監査体制といますか、チェック機能はちゃんと出来ているか、金額が大きいので不安があります。

総務課 菊池広域連合は、消防業務の他にも介護保険の認定業務やし尿処理、火葬場の管理をしています。広域連合には、それぞれの首長から選ばれた連合長がおられ、現在は合志市の荒木市長ですが、副連合長には大津町長、菊陽町長、菊池市長が入っていらっしゃいます。菊池広域連合の議会もあり、各市町から4名ずつの16名の議員さんがおられ、予算とか議会で説明して認定を受けてやるというかたちになっています。事業費の積み上げ、内容のチェックについては、事前に各市町の財政担当課長が次年度以降の予算等について事務局から話を聞いて確認をします。監査も町と同じようにきちんとされています。

松岡委員 連合は寄り合いでやっているわけだから、監査体制なり、予算の執行なり、そのあたりきちんとやっていただきたいと思います。

伊東委員 『公有財産の適正管理』の現況のところで、「町が保有する土地・建物の台帳も詳細なものではなく、内容を明確にできるものがありません」とはどういうことですか。3年かかって新地方公会計整備支援業務をやっている、このことを説明してもらえませんか。

総務課 財産について内部で整理が出来ていなかったということで、町全体として道路、下水道など、きちんとその情報を統一的に全部吸い上げて積み上げをしています。全然わからないということではなくて、それぞれの課に分かれている情報を統一的に見れるようなシステムを作り上げるということです。

委員長 公会計改革というのが全国で進められています。これまでの自治体会計は企業会計と違って貸借対照表もなければ、損益計算書にあたるものもない。だから企業会計のやり方を取り入れて、行政版のバランスシート、貸借対照表をつくっているわけですが、資産がはっきりしないといけないから、当然資産台帳がいるわけです。損益計算書にあたる行政コスト計算書をはじき出すために当然やらないといけない作業なので、原課には、当然、材料があるはずですが、それがひとつのシステムに組み入れられていないので、それをひとつにまとめるということです。

松岡委員 35 ページに、西原カントリー土地賃貸料収益分収金、ゴルフ場の土地賃借料 270 万円の 60%とありますが、どういうことですか。

総務課 西原カントリーゴルフ場に大津西原共有原野組合の土地を貸し付けており、賃借料が大津町と西原村に入ってきています。それが大津町の場合、西原カントリーゴルフ場から 270 万円入ってくるということです。この土地は昔からの入会権を持っている土地で、5 地区のそれぞれの方が採草権を持っている採草地で、名義は町ですが、賃借料が入ってくるから採草権等の入会権の部分で 270 万円のうちの 60%をそれぞれの地区に分けて配分しているという状況です。

松岡委員 『情報公開と情報発信の強化』で、行政情報というのは、具体的に何を指すのでしょうか。

総務課 広報紙や議会だよりなど、行政が公開している情報というふうに考えていただければと思います。

松岡委員 役場からの広報紙は 1 日と 15 日にあるが、「伝わっていない人をどのように救済していくか考える」、これはあり得ないことでしょうか。住民が税金を払って町からの広報紙を手取ることは当たり前のことです。それがない人たちを救済していく必要があるということはどういうことですか。

総務課 具体的に広報紙等が配布されていない地区も組外とか存在しますので、たとえばホームページを活用してもらうとか、広報紙を駅やイオンにも置いたりしています。通常は行政区を通じて配布されますが、中にはそういうケースも存在します。

松岡委員 広報紙は全ての家に配布されるべきであって、それがなされていないところがあり、あとはインターネットで見てくださいというのはわかりません。これは行政区を通じて配布すべき責務が行政として役場にはあると思う。どれくらいが伝わっていないのか。

事務局 広報おおづの配布は企画課ですが、基本的には区長さんを通じて配っています。区に入っていないからといって、配布しないということではできませんので、区長さんには把握できる限り、行政区嘱託員として配布のお願いをしています。その中で、努力して配布していただきながらも、住民票があってもそこにはいなかったり、住んでいるかどうかわからなかったり把握が難しく 100%というのは厳しいというのが現状です。

松岡委員 税金を払っている以上、全ての方に配らないといけない。必要な情報が伝わらないなら許せないと言いたいわけです。そのようなことがないようにお願いしたいということです。

事務局 必要な方には配っています。

松岡委員 その次のところに、「まちづくり基本条例を制定し、住民との協働でのまちづくりを推進している」と書いてありますが、これは本当に出来ていますか。これが現実のかたちとして見えないのではないかという気がしていますし、そういう意見をよく聞きます。作った以上はそれに沿うかたちで行政はなされるべきではないかと思います。これもひとつの情報を公開する場であると思いますが、どのくらい機能しているか、心もとない気持ちがあります。審議会は行政の隠れ蓑とよく聞きますけど、そうならないように行政も責任を果たすべきではないかということです。

委員長 最後に水害の話ですね、基本的にはしっかりと検証する、まずは記録を残しておくことが絶対だと思います。何時何分にどういう状態になって、どういう対応をしたか、記録を残して、町民の皆さんと一緒に検証できるような振り返りは町としてやっていただく必要があると思います。

総務課 記録については、時間帯ごとのものがありますので、委員さん方には別枠でお配りしたいと思います。

委員長 それでは、年末のお忙しい時にありがとうございました。これをもって閉会とさせていただきます。お疲れさまでした。

第4回大津町振興総合計画等評価委員会終了